

課税層に対する特例減額措置について

判定方法の見直しにより、今までの食費・部屋代の負担軽減を受けることができなくなり、生活が苦しくなる方等について、「特例減額措置」が設けられています。

特例減額措置の内容

次の①～⑥の全ての要件を満たす方は特例減額措置が受けられます。

対象要件

- ① 2人以上の世帯の方（世帯分離している配偶者がいる場合も含む。）
- ② 施設に入所し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担をしている方
- ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金収入等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を除いた額が80万円以下になること
※世帯：施設入居にあたり、配偶者と別世帯になった場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。
※施設の利用者負担：施設介護サービス費の自己負担額+食費+部屋代（高額介護サービス費の支給が見込める場合はその額を控除します。）
- ④ 全ての世帯員及び配偶者について預貯金（現金、預貯金、有価証券等）の額が450万円以下であること
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住用家屋、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について介護保険料を滞納していないこと

（注意事項）

- ・短期入所（ショートステイ）利用の方は対象外です。
- ・施設とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設です。
- ・負担限度額の有効期間は申請を受け付けた月の初日に遡って適用となります。申請日の属する月より前に遡って減額認定をされることはありません。

申請書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書（市民税課税世帯の特例減額措置）
- ・特例減額における収入及び預貯金等申告書
- ・施設における利用料、食費、居住費がわかる契約書の写し
- ・世帯員全員の所得額を証する書類（所得証明書等）及び年金収入額を証する書類（年金額決定通知書・源泉徴収票等）
- ・世帯員全員の預貯金等の状況が確認できる書類（預貯金通帳の写し等）

介護保険負担限度額認定申請書（市民税課税世帯の特例減額措置）

フリガナ		保険者番号						3	5	2	0	7	0
被保険者氏名		被保険者番号											
		個人番号											
生年月日	明・大・昭 年 月 日生												
住 所	〒												
	電話												
介護保険施設 の所在地及び 名称	〒												
	電話												
入所（院） 年月日	年 月 日												
居室のタイプ	ユニット型個室						ユニット型準個室						
	従来型個室						多床室						
<p>下松市長 様</p> <p>上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。</p> <p>また、この申請に係る所得等の調査について同意します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申請者氏名</p>													

※太枠の中をご記入ください。

市記入欄

交付年月日	備 考 (所得分布の状況等を記入)
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

特例減額における収入及び預貯金等申告書

年 月 日

下松市長 様

申請者氏名

課税層における特例減額措置について、下記のとおり申告します。

- ①2人以上の世帯です。(世帯分離している配偶者がいる場合も含む。)
- ②施設に入所・入院し利用者負担第4段階の食費、居住費の負担をしています。
- ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担の見込み額を除いた額が1年あたり80万円以下になります。

※世帯：施設入居にあたり、配偶者と別世帯になった場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。

※収入：世帯全員の年収（課税年金収入額+年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額））

※施設の利用者負担：施設介護サービス費の自己負担額+食費+部屋代（高額介護サービス費の支給が見込める場合はその額を控除）

世帯員氏名	収入の種類	金額
世帯員の収入計		円

- ④世帯の預貯金（現金、預貯金、有価証券等）の額が450万円以下です。

預貯金等の種類	金額
	円
	円
	円
預貯金等の合計	円

- ⑤居住用家屋、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がありません。
- ⑥介護保険料を滞納していません。

【添付書類】

- 1 施設における利用料、食費、居住費がわかる契約書の写し
- 2 世帯員全員の所得額を証する書類（所得証明書等）及び年金収入額を証する書類（年金額決定通知書・源泉徴収票等）
- 3 世帯員全員の預貯金等の状況が確認できる書類（預貯金通帳の写し等）